

第11回 花と緑の景観まちづくりコンテスト 審査要領（案）

花と緑の景観まちづくりコンテストは、地域や学校・事業所のみなさんが、1年を通じて自主的に取り組んでいる、まちなかでたくさんの人の目に触れる場所での緑化事例を表彰します。

応募部門

コミュニティ部門：公園、公民館、集会所、植樹樹等の公共的な場所で地域のコミュニティを広げながら育てられている花や緑

学校部門：保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等において、学校内で児童、生徒、PTA、地域の方々が育てられている花や緑

事業所部門：まちなかの事業所やお店で、自らの敷地内で道路から見ることができ、まちの景観を彩っている花や緑

個人住宅部門：住宅地などで自分の庭先などにおいて、道路から見ることができる花や緑

表彰

- ・4部門を通して、特に優秀な事例に最優秀賞、又は優秀賞を贈ります。
- ・応募部門ごとに景観賞、まちづくり賞などを贈ります。
(広く顕彰したいので受賞者の数は問いませんが、部門によっては、受賞者がいる場合もあります。)
- ・平成31年春（4～5月）のイベントにおいて表彰します。
- ・入賞者には賞状と副賞を贈ります。又、最優秀賞には顕彰プレートを贈ります。
- ・参加者には参加賞を贈ります。

審査基準

<基本事項>

- ・花や緑の手入れとその周辺の清掃など、1年間を通じた取り組みがなされ、良好に管理されていること

<景観面>

- ①街並みとの調和
 - ・花や緑以外に造形物の活用、工夫など
 - ・花や緑の設置方法の工夫など
 - ・花や緑の場所選定（効果的な場所）など
- ②デザイン性
 - ・花や緑の数、種類、高さ、花や葉の大きさ、配色など
- ③地域性
 - ・花や緑は通行する多くの人々の目にふれることができるなど

<まちづくり面>

- ①取り組みの創意・工夫、独自性
 - ・新しい発想や工夫を凝らした取り組み
 - ・地域の課題や問題に沿った取り組み
- ②まちづくりへの貢献度、波及性
 - ・活動をきっかけに新たな花や緑を創出するなど波及性のある取り組み
- ③取り組みの継続性、発展性
 - ・長く活動を続けられる仕組み、活動を拡げていく工夫
- ④関西一魅力的な住宅都市との関連性
 - ・独自の個性や魅力を活かし、生駒らしさを創出するまちづくりの取り組み

審査方法

- ①緑の市民懇話会全員で年3回（5月中旬・9月下旬・11月下旬頃）現地審査を行います。応募数が多い場合は、懇話会で協議し、班分け等により全員が最低1回は全地点を現地審査します。【＊現地審査の時期は、応募内容により決定します。】
ただし、審査委員本人又は関係団体が応募した事例については、当該審査委員による審査は行わないこととします。
- ②初回の現地審査は応募資料を基に行い、2回目以降は提出された活動報告書と前回までの現地審査結果も参考に調査します。
- ③各回の現地審査の結果をとりまとめ、次回の現地調査の資料とします。
- ④3回目の現地審査終了後、最終審査結果を取りまとめ、協議により各賞を決定します。

審査・表彰までの流れ

- ①応募部門ごとに4月25日までに電話等による応募を受け付け、4月28日まで申請書類を受け付けします。
- ②懇話会は、事務局の現地確認の報告を受けて現地審査（5月中旬・9月下旬・11月下旬頃）を行います。
- ③緑の市民懇話会において3回の現地審査の結果を取りまとめ、協議により各賞を決定し、市長に報告します。（2～3月）
- ⑤各賞受賞者には入賞の通知と表彰式の案内、コンテスト参加者全員に表彰式の案内をします。（2～3月）
- ⑥平成31年春に実施する“ふろーらむ春のイベント”（4～5月）において表彰式を執り行います。